

平成十年人事院規則一〇一一〇

人事院規則一〇一一〇（セクシユアル・ハラスメントの防止等）
人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）に基づき、セクシユアル・ハラスメントの防止等に関する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に關し、必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）
この規則は、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の發揮を目的として、セクシユアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシユアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に關し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 セクシユアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動

二 セクシユアル・ハラスメントに起因する問題 セクシユアル・ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びセクシユアル・ハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること

（人事院の責務）

第三条 人事院は、セクシユアル・ハラスメントの防止等に関する施策についての企画立案を行うとともに、各省各府の長がセクシユアル・ハラスメントの防止等のために実施する措置に関する調整、指導及び助言に当たらなければならない。

（各省各府の長の責務）

第四条 各省各府の長は、職員がその能率を充分に發揮できるような勤務環境を確保するため、セクシユアル・ハラスメントの防止及び排除に関するとともに、セクシユアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 各省各府の長は、当該各省各府に属する職員が他の各省各府に属する職員（以下「他省の職員」という。）からセクシユアル・ハラスメントを受けたとされる場合に、当該他省の職員に係る各省各府の長に対し、当該他省の職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該他省の職員に対する指導等の対応を行なうよう求めなければならない。この場合において、当該調査又は対応を行うよう求められた各省各府の長は、これに応じて必要と認める協力を行わなければならない。

3 各省各府の長は、セクシユアル・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシユアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

（職員の責務）

第五条 職員は、セクシユアル・ハラスメントをしてはならない。

2 職員は、次条第一項の指針を十分認識して行動するよう努めなければならない。
職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、良好な勤務環境を確保するため、日常の勤務を通じた指導等によりセクシユアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシユアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（職員に対する指針）

第六条 人事院は、セクシユアル・ハラスメントをなくするために職員が認識すべき事項について、指針を定めるものとする。

2 各省各府の長は、職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

（研修等）

第七条 各省各府の長は、セクシユアル・ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならぬ。

2 各省各府の長は、セクシユアル・ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。この場合において、特に、新たに職員となつた者にセクシユアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させること並びに新たに監督者となつた職員その他職責等を考慮して人事院が定める職員にセクシユアル・ハラスメントの防止等に關しその求められる役割及び技能について理解させることに留意するものとする。

3 人事院は、各省各府の長が前二項の規定により実施する研修等の調整及び指導に当たるとともに、自ら実施することが適当と認められるセクシユアル・ハラスメントの防止等のための研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

（苦情相談への対応）

第八条 各省各府の長は、人事院の定めるところにより、セクシユアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、各省各府の長は、苦情相談を受ける体制を職員に対して明示するものとする。

2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、次条第一項の指針に十分留意しなければならない。

3 職員は、相談員に対して苦情相談を行うほか、人事院に対しても苦情相談を行うことができるのである。この場合において、人事院は、苦情相談を行った職員等から事情の聴取を行う等の必要な調査を行い、当該職員等に対して指導、助言及び必要なあつせん等を行うものとする。

4 人事院は、職員以外の者であつて職員からセクシユアル・ハラスメントを受けたと料するものからの苦情相談を受けるものとし、当該苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、人事院事務総局の職員のうちから、当該苦情相談を受けて処理する者をセクシユアル・ハラスメント相談員として指名するものとする。この場合において、当該苦情相談の処理については、規則三一五（職員からの苦情相談）第四条（第三項を除く。）から第九条までの規定の例による。

（苦情相談に関する指針）

第九条 人事院は、相談員がセクシユアル・ハラスメントに関する苦情相談に応するに当たり留意すべき事項について、指針を定めるものとする。

2 各省各府の長は、相談員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年二月九日人事院規則一〇一〇一一）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三年一月一日人事院規則一〇一〇一一）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月一日人事院規則一〇一〇一三）

この規則は、令和二年六月一日から施行する。